

## 第16回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年10月28日(月) 午後2時40分～午後3時40分

2 開催場所 洋野町役場 大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (9人)

1番 間澤 智子	3番 源田 武志	4番 林郷 ケイ子
6番 坂本 幸治	7番 舘野 栄子	9番 大粒来 清美男
11番 北村 卓也	13番 馬場 健一	15番 高城 健一

4 欠席委員 (6人)

2番 太内田 栄二	5番 長根山 裕也	8番 川崎 和志
10番 軒 保	12番 下田 博美	14番 塩倉 健一

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	山道 慶蔵	金澤 百年	柏木 淑子
川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄	下谷地 信子
塩倉 康美			

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 買受適格証明願いについて

第6 議案第4号 農業経営基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第5号 農用地利用配分計画案に意見を求めることについて

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	麥澤 光英
係長	猪石 秀美
主査	秋山 善一
主任	佐々木 えり子
主事	中里 利則

## 8 会議の概要

- 議長（会長） ただ今から、第16回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め9人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。
- .....

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてを行います。  
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番 源田委員、4番 林郷委員を指名  
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認め、両人を指名します。
- .....

### ◎会期の決定

- 議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- .....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（会長） それでは、議事に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号5番  
を一括上程いたします。詳細については事務局の説明を求めます。  
○事務局（事務局長） 議長。  
○議長（会長） 局長。  
○事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番から番号5番について、ご  
説明いたします。  
申請人から提出のありました農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を  
求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇  
番〇 地目 畑1,993㎡であります。  
権利区分は使用貸借で、借受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇  
〇 氏、経営面積は、借入地畑2,116㎡であります。今回の使用貸借により、3,000㎡以上の  
経営面積となり、農地の取得要件を満たすこととなります。また、農業従事者は1人です。  
貸付人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏 経営面積は自作地  
田2,037㎡、畑1,993㎡、計4,030㎡であります。  
申請事由は耕地拡大のため借受け耕作しようとするものであります。  
お手元の総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。

1 ページは 当該申請地に係る案内図及び現況写真で、写真は北西側から撮影したものであります。2 ページは公図、3 ページ4 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3 条第2 項及び第3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年10 月17 日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に議案書に戻りまして番号2 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇〇番〇〇 地目 畑 512 m<sup>2</sup>であります。

権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇氏、経営面積は、借入地 畑2,116 m<sup>2</sup>であります。番号1 番の使用貸借により、3,000 m<sup>2</sup>以上の経営面積となり、農地の取得要件を満たすこととなります。農業従事者は1 人となっております。

譲渡人の住所氏名は、八戸市大字〇〇町字〇〇〇〇 〇番地〇、〇〇 〇〇〇 氏 経営面積は自作地 畑512 m<sup>2</sup>で、申請事由は耕地拡大のため買受け耕作しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 5 ページから8 ページをご覧ください。

5 ページは 当該申請地に係る案内図及び現況写真で、写真は申請地の東側から撮影したものであります。6 ページは公図、7 ページ8 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3 条第2 項及び第3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年10 月17 日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に番号3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇 地目 田 面積 3,208 m<sup>2</sup> であります。

権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 田 8,296 m<sup>2</sup>、畑4,471 m<sup>2</sup>、計12,767 m<sup>2</sup>で、農業従事者は2 人であります。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田3,208 m<sup>2</sup>、畑414 m<sup>2</sup>、計3,622 m<sup>2</sup>で、申請事由は耕地拡大のため買受けようとするものであります。

お手元の 総会提出資料 9 ページから12 ページをご覧ください。

9 ページは 案内図と現況写真で、写真は申請地の南西側から撮影したものであります。10 ページは公図、11 ページ12 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3 条第2 項及び第3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年10 月17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

番号4 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇番地目 田、面積 974 m<sup>2</sup> であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 田 18,449 m<sup>2</sup>、畑3,630 m<sup>2</sup>、計22,079 m<sup>2</sup>で、農業従事者は2 人であります。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田 974 m<sup>2</sup>、畑1,708 m<sup>2</sup>、計2,682 m<sup>2</sup>で、申請事由は耕地拡大のため譲り受けようとするものであります。

お手元の 総会提出資料 13 ページから16 ページをご覧ください。

13 ページは 案内図と現況写真で、写真は申請地の南東側から撮影したものであります。14 ページは公図、15 ページ16 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3 条第2 項及び

第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年10月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

番号5番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番 地目 畑、面積 1,569㎡であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 畑 9,740㎡で農業従事者は1人であります。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇〇第〇〇地割〇〇番〇号地、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田 3,321㎡、畑 38,093㎡、計 41,414㎡、貸付地 畑 5,008㎡で申請事由は自宅に接した畑を譲り受け耕作しようとするものであります。

お手元の総会提出資料17ページから20ページをご覧ください。

17ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の北東側から撮影したものであります。18ページは公図、19ページ20ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年10月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上、説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号1番及び2番について、〇〇推進委員お願いします。

〇〇推進委員 〇〇〇農業委員と共に10月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の申請地は、所有者が耕作できなくなり、借受人に相対で貸付していたものを今回、10年間の使用貸借契約を結んで耕作するものです。

現地は、数年前から借受人が耕作して適正に管理されており、今後は後継者に指導しながら耕作を続けるということでしたので、許可しても問題ないと思います。

次に番号2番の申請地ですが、相続で取得した町外の譲渡人が今後耕作する見込みがないため、耕地拡大しようとする譲受人に売渡すものです。

現地は耕作していませんが、草刈りをして適正に管理されていて、譲受人の住居にも近く後継者に指導しながら耕作を続けるということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

次に番号3番及び4番について、〇〇推進委員お願いします。

〇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に10月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号3番の申請は、売買により所有権移転しようとするものです。

現地は、休耕中でしたが、草刈り等により適正に管理されておりました。譲受人の所有する田の隣地であり、今後は一体的に利用していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

続いて、番号4番の申請は、親戚へ贈与により所有権移転しようとするものです。

現地は、米が作付けされており、適正に管理されておりました。来年も、引き続き、水田として利用していくということですので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

次に番号5番について、〇〇推進委員お願いします。

〇〇〇推進委員 〇〇農業委員さんと共に10月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号5番の申請は、子に贈与により所有権移転しようとするものです。

現地は、休耕中でしたが、草刈り等により適正に管理されておりました。譲受人の宅地に隣接する畑で、農地として適正に利用していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。以上です。

〇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から5番までの説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〇〇〇委員 はい。（挙手）

〇議長（会長） はい。〇〇委員

〇〇〇委員 質問することが適正かどうか分からないので暫時休憩して頂いてよろしいですか。

〇議長（会長） 暫時休憩いたします。

[15:03~15:11]

〇議長（会長） 休憩以前に引き続き会議を開きます。そのほか質疑ございませんか。

（「ありません」の声）

〇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

〇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から5番まで、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

〇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局から説明を求めます。

〇事務局（事務局長） 議長。

〇議長（会長） 局長。

〇事務局（事務局長） 議案書 4ページをお開き願います。

議案第2号 農地法 第4条 の規定による許可申請 について、番号1番をご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第4条の規定による転用許可申請を県知事に進達するに当たりにかかる意見をお願いするものであります。

許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、地目、畑、319㎡を、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏が、法面及び砂利敷通路として転用しようとするものであります。

お手元の、総会提出資料 21 ページから 27 ページをご覧ください。

21 ページは、隣接する宅地及び農地への進入を砂利敷通路とした転用事業計画書であります。22 ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の西側から撮影したものであり、当該地の農地の種

類は、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するその他第2種農地に分類されることを確認しております。

23 ページは公図、24 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、25 ページは配置図であり、〇〇〇〇〇学校から〇〇に約 480m の位置にあり、〇側を宅地、〇側を畑と宅地、〇側を法面のある公衆用道路、〇側を国道に囲まれた農地及び宅地で、申請地以外に進入路の確保ができないため代替性はないものであり、また、周辺の農地に対する日照、通風等は問題ないものと考えられるものであります。

なお、平成 24 年 10 月に砂利を敷き隣接する農地及び宅地の進入通路として利用していたものでありますが、令和元年 9 月に農地法第 3 条申請により子へ農地の贈与を行った際に、境界等を確認したところ農地の一部を砂利敷通路として使用していることが判明した追認であり、これに対し深く反省し始末書が提出されております。

当該土地の現地調査は、令和元年 10 月 17 日に、〇〇〇委員、〇〇推進委員によって行っております。

26 ページ 27 ページをご覧ください。調査の結果、県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしく申し上げます。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号 1 番について、〇〇推進委員から願います。

〇〇〇推進委員 〇〇〇農業委員と共に 10 月 17 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、隣接する申請人所有の宅地及び畑の通路として一体的に活用しており、追認案件の転用です。

現地は平成 24 年に隣接する農地を宅地転用したが、通路分について転用許可を取らずに使用していたものを今回転用するものです。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、追認として許可してもやむを得ないものと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。議案第 2 号に係る現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第 2 号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に、日程第5 議案第3号 買受適格証明願いについてを上程いたします。詳細について、事務局から説明いたさせます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書5ページをお開き願います。

議案第3号 買受適格証明願いについて、ご説明いたします。

願出人から、洋野町が令和元年10月7日付けで公売公告した農地の公売入札に参加するため、農業委員会の証明する買受適格証明が必要となることから、その証明書の交付について審議するものであります。なお、願出人が落札し、改めて第3条の許可申請書が提出された場合は、原則許可となり、速やかに許可指令書を交付することとなりますことから、併せて審議いただくものであります。

付議番号1、公売の土地の表示、洋野町○○第○○割字○○ ○番○ 地目 田 3,417㎡、洋野町○○第○○地割字○○○ ○番○ 地目 畑 4,504㎡、洋野町○○第○○地割字○○○ ○番○ 地目 畑 2,402㎡、洋野町○○第○○地割字○○ ○番○ 地目 田 1,127㎡で、願出人は、○○ ○○ 氏で経営面積は、自作地 田 8,673㎡、畑 7,424㎡、4筆 計 16,097㎡で経営内容は水稲及び肉用牛であります。願出理由は公売農地の入札条件として農業委員会の交付する「買受適格証明書」が必要なものであります。

なお、買受適格証明につきましては、農地第3条と同様の判断基準に照らし合わせ、30a以上の経営面積や、農作業に常時従事できるかなどの、許可要件を審議し証明するものであります。

お手元の総会提出資料 28ページから 33ページをご覧ください。

28ページは当該地に係る案内図及び現況写真で、①は○○第○○地割字○○ ○番○、○番○を北西側から撮影したものであり、②は○○第○○地割字○○○ ○番○、○○番○を南側から撮影したものであります。29ページは公図、30ページ 32ページは公売公告の写しであります。31ページ売却区分3の地目は畑ですが、平成21年3月19日に非農地としたものであります。33ページ・34ページは調査書であります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年10月17日に ○○委員、○○推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において、調査いたしました○○推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

○○○推進委員 ○○農業委員と共に、10月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

証明願のあった公売農地ですが、田2筆は、今年は苗の都合がつかなかったということで、作付けはありませんでしたが、耕起しており、水田としての利用が可能な農地でした。また、畑2筆は、牧草地として適正に利用されておりました。願出人は、現在、畜産業及び稲作を営んでおり、当該農地を買受けて、耕地拡大することのできたので、農地法第3条の規定による買受適格者であることを証明することに、問題はないと思います。

以上報告と致します。

○議長（会長） ありがとうございます。議案第3号に係る現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。 議案第3号 買受適格証明願について、願出のとおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(会長) 異議なしと認め、議案第3号は、願出のとおり証明することに決定いたしました。

.....

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(会長) 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から3番を上程いたします。詳細について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(事務局長) 議長。

○議長(会長) 局長。

○事務局(事務局長) 議案書6ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申しあげます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定3件の審議をお願いするものであります。

議案書 7ページをお開きください。8ページから10ページの利用権設定に係る農用地利用集積計画総括表であります。

番号1番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇番〇号 利用権を設定するものの氏名住所は、亡 〇〇〇〇 相続人代表 〇〇〇〇 氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇であります。

利用権の種類は使用貸借権、内容は、普通畑 始期は令和元年12月1日、終期は令和11年11月30日までの10年間で1筆608㎡であり、関係相続人からの同意は得ているものであります。

番号2番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇番〇号 利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇 〇〇 氏、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇であります。利用権の種類は使用貸借権、内容は、水田 始期は令和元年12月1日、終期は令和11年11月30日までの10年間で8筆4,511㎡であります。

番号3番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇 〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇番〇号 利用権を設定する者の氏名住所は、〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇であります。利用権の種類は使用貸借権、内容は、水田 始期は令和元年12月1日、終期は令和11年11月30日までの10年間で4筆4,921㎡であります。

お手元の 総会提出資料 35ページから40ページをご覧ください。35ページは審議通知書写し、36ページは利用集積計画位置図で、38ページは番号1番 洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番地〇 の1筆位置図、39ページは番号2番の 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇で8筆の位置図であります。40ページは番号3番 洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番の4筆の位置図であります。

以上説明といたします。よろしくお願ひいたします。



○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等、ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

.....

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見を求めることについて、番号1番から3番まで、一括上程いたします。

なお、利用権設定番号〇番は、3番 〇〇委員の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限から、退席いただき上程、説明、質疑、討論、採決を行うことと致します。

〇〇委員退出願います。

それでは、詳細について事務局より説明いたさせます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書11ページをお開き願います。

議案第4号 農用地利配分計画案に係る意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙農用地利用配分計画案について、本委員会の意見を洋野町長から求められたものであり、先ほど議案第4号で審議決定いただきました、利用権設定3件について審議をお願いするものであります。

議案書 12ページをお開きください。13ページから15ページの利用権設定に係る番号1番から番号3番の農用地利用配分計画案総括表であります。

番号1番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇〇〇氏 〇〇市〇〇町〇番〇号、利用権の種類は使用貸借権、内容は、水田で始期は令和元年12月1日、終期は令和11年11月30日までの10年間であり、1筆608㎡であります。

番号2番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇長 〇〇〇〇氏 〇〇市〇〇町〇番〇号、内容は普通畑であります。利用権の種類は使用貸借権、内容は、普通畑で始期は令和元年12月1日、終期は令和11年11月30日までの10年間であり、8筆4,511㎡であります。

番号3番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇長 〇〇〇〇氏 〇〇市〇〇町〇番〇号、内容は水田であります。利用権の種類は使

用貸借権、内容は、普通畑で始期は令和元年12月1日、終期は令和11年11月30日までの10年間であり、4筆4,921㎡であります。

お手元の 総会提出資料36ページから47をご覧ください。36ページ37ページは農用地利用配分計画案の利用権設定番号1番から番号3番までの位置図であります。42ページは番号1番林郷忠一氏に係る優先順位検討表で1番となっており、経営内容は肉用牛、水稲となっております。

44ページは番号2番〇〇〇〇氏に係る優先順位検討表で1番となっており、経営内容は肉用牛、水稲となっております。46ページは番号3番〇〇〇氏に係る優先順位検討表で1番となっており、経営内容は水稲となっております。

以上説明と致します。よろしくお願ひします。

○議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

これより、番号1番から番号3番の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、番号1番から番号3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見を求めることについては原案のとおり決定しました。

ここで、源田委員の入室を許可します。

.....

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(会長) 次に、日程第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、番号1番から番号4番を一括上程いたします。

事務局より説明いたさせます。

○事務局(事務局長) 議長。

○議長(会長) 局長

○事務局(事務局長) 議案書16ページを お開き願ひします。

この案件は、農地法関係事務処理要領で、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号4番までの4件30筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった4件のうち、権利を取得した事由は、全てが相続であり、あっせん希望の有無については、4件とも無で 提出されております。

関係資料は総会提出資料48ページから52ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

○議長（会長）

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第16回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

令和元年 10 月 28 日 開 議

第 16 回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

3 番（源田委員）

4 番（林郷委員）